

警報等発表時における講座中止の判断について

1 中止する場合の台風等の規模の基準

暴風・大雨・洪水・大雪・竜巻のいずれかの警報、特別警報が発表された、または、発表される可能性が高く、講座開催に支障があると予想される場合は、講座を中止することがあります。

2 講座中止の判断基準

(1) 上記警報・特別警報が発表された場合

講座日に講座会場（徳島県立総合教育センターは「板野町地域」）に警報・特別警報が発表された場合、講座の中止等に対する対応は次のとおりとします。

	生涯学習支援課が主催する講座 (右を除く)	新未来とくしま講座
講座前日の午後5時までに発表された場合	状況をよく把握して、前日の午後3時以降、5時までに中止を含めて判断します。	お問い合わせください。
講座当日の午前8時の時点で警報が発表されている場合	その日の講座を中止とします。	
講座当日の講座開催中に警報が発表された場合	原則その時点で講座を中止します。	

(2) 警報・特別警報が発表される可能性が高く、講座開催に支障があると予想される場合
台風等の進路、勢力、接近時間等を総合的に勘案して、中止も含めて判断します。

3 中止した場合の対応

生涯学習支援課が主催する講座 (右を除く)	新未来とくしま講座
「映画会」「おはなしと折り紙」以外の講座は、受講者に対して生涯学習支援課から全員に連絡します。	実施か中止かわからない場合は、総合大学校本部事務局（生涯学習支援課 088-672-5400）までお問い合わせください。